

令和 4 年 9 月 15 日

三宅小学校保護者の皆様へ

三宅小学校長 塚本 嘉夫

新型コロナウイルス感染症にともなう出席停止期間の判断について

初秋の候、保護者の皆様にはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。日頃は、本校の教育活動の推進にあたり、ご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、昨日の新聞にも掲載(福井新聞 29 頁)の通り、福井県では 9/14 からコロナウイルス患者の全数把握を簡略化することになりました。したがって、①65 歳以上の人、②入院が必要な人、③重症化リスクの高い人、④妊婦、⑤1 歳未満の人以外は、これまでのように地域の保健所からのフォローや指示がなくなります。そのため、児童が陽性もしくは家族陽性等による、いわゆる濃厚接触者扱いとなった場合、これまでのように保健所から自宅待機期間(=出席停止期間)を指示されなくなります。

つきましては、児童が陽性もしくは濃厚接触者扱いとなった場合の、出席停止期間の目安をお知らせしますので参考にしてください。

記

- 症状が出ていて『陽性』と判断された場合
 - 症状が出た日を0(ゼロ)日目とし、7日間の自宅待機(=出席停止)をお願いします。
 - 発症日から7日が経過し、かつ、症状が軽くなってから 24 時間以上経過している場合は 8 日目から登校が可能です。
- 無症状で『陽性』と判断された場合
 - 家族に陽性者がなく(=本人が濃厚接触者でない)本人に症状が出ていない場合に、検査キット等で『陽性』が確認された場合は、検査した日を0(ゼロ)日目とし、7日間の自宅待機(=出席停止)をお願いします。
 - ただし、5 日目に検査キット等で『陰性』が確認された場合は、6 日目から登校が可能です。
- 家族陽性等によるいわゆる濃厚接触者扱いとなった場合
 - 陽性者との最終接触日を0(ゼロ)日目とし、5日間の自宅待機(=出席停止)をお願いします。
 - 陽性者との最終接触日がいつになるかは保護者の判断にお任せします。(その日以降は、陽性者と濃厚な接触をしないように細心の注意を払ってください)

※ 県の方針として全数把握の簡略化が指示されましたが、コロナウイルス感染症に伴う学校への報告はこれまで同様に継続してお願いいたします。ご連絡をいただいた際に、出席停止期間等について確認をさせていただきます。

※ 上記目安は、文部科学省の資料をもとに作成したのですが、かかりつけ医から出席停止に関して具体的な指示が出ている場合はその判断を優先します。

本件に関するお問い合わせ 教頭まで(0770-62-0005)

参考 [【新型コロナ】陽性と診断された方へ\(発生届の限定\) 福井県ホームページ](#)

